

(別紙)

河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示（案）に関する
意見募集結果に対する石狩後志海区漁業調整委員会の考え方

令和8年（2026年）3月9日

河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示（案）に関する意見募集結果（公聴会における意見（7人）、遊漁団体からの意見を含む）について、類似する意見の要旨を項目毎に整理し、ご意見に対する海区委員会の考え方をとりまとめた結果は、次のとおりです。

意見の要旨	意見に対する海区委員会の考え方
<p>○河口規制の効果検証</p> <ul style="list-style-type: none">科学的データ分析がされていない令和4年の前後で河口付近での採捕以外に親魚捕獲に対する大きな負の影響の存在が示唆され、その原因究明および対策を最優先として位置づけるべきさけ・ます資源の減少は、論文や報告書によると、人工工作物の設置による成魚の遡上障害や産卵床の減少、護岸工事による河川の直線化による生息場の消失、水温上昇による回遊ルートの変化や成魚の小型化、降海時の河口付近の沿岸で稚魚が捕食されやすくなっていることによる回帰率の低下が影響	<p>令和4～7年の河口規制の効果については、さくらますのふ化放流事業における親魚捕獲計画に対する実績から検証しております。</p> <p>しかしながら、さくらます資源や河川における親魚捕獲数の変動には、御意見のとおり複数の要因が影響していると考えられることから、要因の整理や科学的データ分析について、専門家の意見を伺いながら検討してまいります。</p>
<p>○河川環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">魚道や産卵床の整備が必要河川管理者など関係者への情報共有が必要	<p>さくらます資源の維持安定には、河口規制による親魚遡上の促進とあわせ、御意見のとおり親魚が遡上、産卵しやすい河川環境の整備が必要であることから、その旨関係者と情報共有を図るとともに、引き続き、関係者と連携しながら魚道の維持管理等に努めてまいります。</p>

意見の要旨	意見に対する海区委員会の考え方
<p>○河口規制内容の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古宇川左岸における河口規制範囲の現地への明示が必要 ・委員会指示が発動される場合、遊漁者に加え、行政、警察など取締機関に対する委員会指示内容の周知徹底をお願いする 	<p>河口規制の範囲や期間、対象種等については、御意見のあった古宇川を含む全ての対象河川において、現地で混乱が起きないように、引き続き、看板設置による明示や当委員会のホームページにおける公表、行政や取締機関に対する通知により周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>○尾数やサイズ規制、講習実施、ライセンス制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたりの持ち帰り尾数の制限 ・小型さくらますのリリース ・法令や資源保護等に関する講習実施と増殖協力金の募集 ・ライセンス制の導入による環境整備 	<p>さくらますの資源保護につながる尾数制限やサイズ規制、講習実施のほか、陸釣りライセンスの導入により資源の保護増殖や監視に必要な経費の確保などによる環境整備が期待されるとの御意見があったため、先行事例の情報収集に努めてまいります。</p>
<p>○委員会指示（案）の対象種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会指示の目的趣旨では、さくらますの遡上時期における規制とあり、委員会指示（案）ではさけ及びますを採捕してはならないとあることから、対象魚はさくらますに限定するべきで、さけ及びますでは目的趣旨の拡大解釈ではないか 	<p>御意見のとおり、委員会指示文の対象種の記載をさくらますに修正いたします。</p>
<p>○魚病の発生年次について（参考資料2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第22期第4回委員会議事録と相違がある 	<p>第22期第4回委員会議事録には令和3年に発生した魚病について記載がありますが、令和4年にも魚病が発生したことを増殖事業団体に確認しており、令和4年からの委員会指示発動後に発生した事象として参考資料2に記載したものです。</p>

意見の要旨	意見に対する海区委員会の考え方
<p>○さくらます資源保護のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の報告で無秩序な移殖放流が引き起こす遺伝かく乱の危険性が述べられている ・ふ化放流事業の今後のあり方を危惧 	<p>さくらますのふ化放流事業では、良質な卵を確保するため大小問わず成熟に適した親魚を選択し、稚魚の生産に活用されておりますが、無秩序な移殖放流による遺伝的攪乱の懸念については、関係先と情報共有し、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>○意見募集手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年の委員会指示策定において、パブリックコメントの募集期間が理由を付けずに法令に定めた期間の半分に満たない日数であり、意見募集を考慮した結果およびプロセスが未公開 ・第22期第4回委員会の中で当時の水産課長が原案の説明を行っており、委員会の独立性を侵害している 	<p>令和4年からの河口規制に係る委員会指示策定時の意見募集手続きについて、当時及び今回の意見募集において意見募集期間の短さや電子メールによる意見募集方法の追加等について御意見があったことから、今回の意見募集にあたっては30日以上を確保し、電子メールでの受付を加えるとともに、対面による公聴会を開催するなど改善を図っており、適切な手続きの実施に努めてまいります。</p> <p>また、第22期第4回委員会の中で当時の水産課長が原案の説明を行っている点に関しては、その時点での行政の考えを問うたものであり、後日開催の委員会で判断していることから、委員会の独立性を侵害するものではないと考えております。</p>

意見の要旨	意見に対する海区委員会の考え方
<p>○河口規制の継続・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふ化放流や自然産卵による資源の維持安定のため規制の継続が必要 ・規制内容に変更はなく致し方ないが、規制が増えると釣り場が減り危険な場所に行く遊漁者が増える懸念がある ・尻別川や千走川は規制の継続に概ね理解できるが、残りの河川は納得できる内容ではなく、追加の説明が必要 ・河口規制が資源確保につながる科学的根拠がなく、行政判断の前提となる事実提示の欠落や誤認を含み、行政委員会として手続きの適法性を欠いた令和4年発動指示を踏襲した内容であるため全面的に見直しを求める ・規制期間は、親魚遡上の適水温と海水温の比較や漁獲統計から、5～6月に設定するのが妥当 	<p>河口規制を実施する河川や期間の見直し等の必要性については、令和8年10月31日までを期間とする本委員会指示による河口規制下におけるふ化放流事業、親魚遡上状況の再調査や捕獲方法の再検証など各種取組状況の実績等や、御意見のあった関連項目の検討結果を踏まえ、専門家の意見を伺いながら関係者と協議してまいります。</p>

問い合わせ先

石狩後志海区漁業調整委員会事務局

電話：0136-23-1395